

平成17年（行ウ）第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友 博子

被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

証拠説明書（2）

平成18年6月30日

仙台地方裁判所 第1民事部合B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 安 西 愈

弁護士 井 上 克 樹

弁護士 松 原 健 一

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨	
乙3	寄付行為・規則・規程集	平成14年6月20日	財) 日本中学校体育連盟	同連盟の寄附行為、規則、規程の存在及び内容。同連盟の普通会員は各都道府県中学校体育連盟であること（寄附行為第15条）等。	写
乙4	「平成17年度 仙台市中学校体育連盟負担金納入について」と題する書面	平成17年5月18日	仙台市中学校体育連盟会長 福原潔	各中学校の市連盟負担金の納入先は仙台市長、仙台市教育委員会等ではなく任意団体である市連盟であること。なお、市連盟は権利能力がないため、法的には会長個人への納付である。 本書面は雛形であって、施行文書の「項目2」の欄には中学校名が、「項目3」には当該校の生徒数が、「項目4」には当該校の負担金額が表示される。	写